

令和4年度 政策評価書（事前の事業評価）要旨

担当部局等名：防衛装備庁プロジェクト管理部
 事業監理官（誘導武器・統合装備担当）
 評価実施時期：令和4年11月～令和4年12月

事業名	政策体系上の位置付け	
	島嶼防衛用高速滑空弾（能力向上型）	従来の領域における能力の強化 装備体系の見直し 技術基盤の強化
事業の概要等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業の概要 我が国の様々な地点から、島嶼部への侵攻に対処しうる長距離、かつ、対空火器による迎撃が困難な高高度を極超音速で飛ばすようにして正確に目標に到達し、対地攻撃等により火力を発揮する島嶼防衛用高速滑空弾（能力向上型）（Block 2 B）を開発する。 ○ 総事業費（予定） 約3,030億円（試作総経費） ○ 実施期間 令和5年度から令和12年度まで試作を実施する。また、令和9年度、令和10年度及び令和12年度に各種試験を実施して、性能を確認する（試験のための試験研究費は別途計上する。）。 ○ 達成すべき目標 <ul style="list-style-type: none"> ・長射程化システムインテグレーション技術の確立 射程が延伸したBlock 2 Bを実現するために、長射程・高速化に伴う耐熱防護システム技術、弾頭を適切に作動させるための弾着速度制御技術及び滑空体の自己位置測位精度向上のための衛星測位システム技術を誘導弾システムとして成立させるための技術を確立する。 	
政策評価の観点及び分析	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要性 我が国の島嶼部に着上陸した敵部隊、レーダ・ミサイル発射機、後続戦力を輸送中の敵輸送機等に対し、敵のミサイル攻撃等から健在しつつ、弾薬等の継続的な補給が可能となる本州等から対処できる射程及び地上の非装甲目標を効率的に撃破できる弾頭性能を有する装備品（Block 2 B）が必要である。この際、敵の侵攻に対する抑止・対処能力を保持するため、努めて早期に、一定程度の射程等、必要最小限以上の性能を有する装備品である島嶼防衛用高速滑空弾（能力向上試作型）（Block 2 A）が必要である。 ○ 効率性 既存の研究成果を活用（島嶼防衛用高速滑空弾の研究試作） ○ 有効性 <ul style="list-style-type: none"> ・異なる飛ばす特性を有する各種誘導弾を組み合わせることにより敵に複合的な対処を強要しそれぞれの効果を増大させることができる。また、本州等から島嶼部へ直接対処可能となることから補給上の制限を局限できる。 ・極超音速飛ばすように必要な耐熱材料等の基盤的技術は、航空宇宙分野へ活用可能 ○ 費用及び効果 第1段目の大型ロケットモータを極超音速誘導弾のブースターと共通化し、当該事業における設計活動の大幅な低減を図る。 	
総合的評価	<p>本事業を実施することにより、島嶼部に着上陸した敵部隊やレーダ・ミサイル発射機等に対し、敵のミサイル攻撃等から健在しつつ、弾薬等の継続的な補給が可能となる本州等から対処できる。これにより、スタンド・オフ防衛能力を強化していくことができるため、必要性が認められる。</p> <p>また、本事業により上記で述べた技術の確立が見込まれる。当該技術の確立に係る成果については、開発試作及び技術試験により検証し、当</p>	

	<p>該検証の結果が得られた場合には、我が国の技術力の強化に資することが見込まれる。当該成果は自衛隊のニーズに合致した高度な防衛装備品を創製するための重要な成果であり、最終的に政策目標である我が国自身の防衛体制の強化につながるものである。</p> <p>以上の点から、本事業は自衛隊の運用ニーズ及び政策体系上の位置付けと一致しており、いずれの政策評価の観点からも適切であると評価できることから、本事業に着手することは妥当であると判断する。</p>
有識者意見	当該事業に係る必要性等について異論はない。
政策等への反映の方向性	総合的評価を踏まえ、令和5年度予算要求を実施する。